

今月のテーマ

国土交通省の「子育て支援型共同住宅推進事業」

国土交通省は、子育てがしやすい環境をつくることに力を入れており、そのための補助事業が創設されました。対象となるのは共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）です。賃貸住宅に対する補助は、珍しいケースとなります。これから賃貸物件を建築・改修されるオーナー様の中には、子育て世帯が住みやすい住宅をつかって、地域全体の環境を良くしようとお考えの方もいらっしゃると思います。ご参考になさって下さい。

補助の対象となるのは、次の2点です。

①事故や防犯対策などの、**子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修**（下表参照）に対し、**新築は1/10、改修は1/3（上限100万円/戸）を補助**。

子どもの事故発生場所は、約7割が住宅内であるため、下表の工事を行い事故を防止する目的です。

②子育て期の親同士の交流機会の創出のため、**居住者間のつながりや交流を生み出す取り組み**に対し、**新築は1/10、改修は1/3（上限500万円）を補助**。具体的には、交流場所として利用できる**集会所やキッズルームなどの多目的室の設置、プレイロット（遊具・遊び場・砂場）の設置、家庭菜園・交流用ベンチの設置**などです。

子育て中の親御さんには孤立感を感じる方が約7割もいたため、親同士の交流機会をつかってみんなで支え合える仕組みをつくる目的です。

今回の内容は、今年の新年号の『和楽』の1面でも取り上げ、国土交通省のご担当者にお話を伺っていますので、こちらもお覧下さい。また、ご質問などございましたら、協会へお気軽にご連絡下さい。

（事務局 秋葉朋子）

子どもの安全確保に資する設備の設置（案）

※新築は全項目実施必須／改修は⑥・⑫・⑮・⑯・⑰の事項の実施必須

視点	目的 配慮テーマ	取り組み事項（補助対象）
住宅内での事故防止	（1）衝突による事故を防止する	① 造りつけ家具の出隅等の衝突事故防止工事（面取り加工） ② ドアストッパー又はドアクローザーの設置
	（2）転倒による事故を防止する	③ 転倒による事故防止工事（洗面・脱衣室の床はクッション床） ④ 人感センサー付玄関照明設置 ⑤ 足元灯等の設置
	（3）転落による事故を防止する（バルコニー・窓などからの転落防止）	⑥ 転落防止の手すり等の設置
	（4）ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する	⑦ ドアや扉へ指詰め防止工事
	（5）危険な場所への進入や閉じ込みを防止する	⑧ 子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置 ⑨ チャイルドフェンス等の設置 ⑩ シャッター付コンセント等の設置
	（6）感電や火傷を防止する	⑪ 火傷防止用カバー付き水栓、サーモスタット式水栓等の設置 ⑫ フェルトロックや立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置
子どもの様子の見守り	（7）子どもの様子を把握しやすい間取りとする	⑬ 対面形式のキッチンの設置 ⑭ 子供を見守れる間取りへの工事（キッチンに面したリビング）
不審者の侵入防止	（8）不審者の侵入を防止する	⑮ 防犯性の高い玄関ドア等の設置 ⑯ 防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置 ⑰ 防犯カメラ設置（録画機能のあるカメラ付きインターホン設置を含む）
災害への備え	（9）災害時の避難経路の安全を確保する	⑱ 家具の転倒防止措置のための下地処理工事 ⑲ 避難動線確保工事

（国土交通省HPより）

大家さん・地主さんのための相談窓口

不動産のことならなんでもご相談ください！

日本地主家主協会

検索

NPO法人 日本地主家主協会

〒160-0023

東京都新宿区西新宿4-32-4 ハイネスロフト9F

TEL 03(3320)6281（平日 9:00～16:30）

「大家塾」を毎月1回オンラインで開催しております。
詳細はお問い合わせ下さい。